

新型コロナウイルス感染症の影響による保険料減免 簡易判定チェックシート

以下のチャート図をたどって、減免申請できるかどうか確認していただくことができます。

判定スタート

世帯全員分※の令和元年中(平成31年1月～12月)の所得申告が済んでいる。
※国保加入の有無を問わず、同一世帯内の全員の申告が必要。

いいえ

【申請不可】

現時点では減免申請できません。
まずは世帯全員分の所得申告をしてください。

はい

「主たる生計維持者」が新型コロナウイルス感染症により死亡した、または重篤な傷病※を負った。
※1か月以上の治療を要すると認められる状態

『主たる生計維持者』とは・・・

基本的には世帯主を指しますが、世帯の中で最も収入の多い方を『主たる生計維持者』として申請することもできます。

はい

いいえ

「主たる生計維持者と被保険者」の令和元年中の合計所得が、次のいずれかに該当する。

ア. **年金所得のみ**だった

イ. **所得が0円**だった

→収入が0円だった、給与収入が65万円以下だった、事業収入から経費を差し引くと年間事業所得が0円またはマイナスだった場合 など

いいえ

「主たる生計維持者」の令和2年中の収入※が、令和元年中よりも3割以上減少しそうだ。

※減少したかどうかは「収入」で判定します。

※事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入のうちいずれかで、株取引による収入は含みません。

※失業の場合で、離職軽減に該当する方は、給与収入についての減免を適用できません。

いいえ

はい

【C判定】

減免の対象になりません

納付が困難な方は、下記担当までご相談ください。

はい

「主たる生計維持者」の令和元年中の合計所得金額が、1,000万円以下である。

いいえ

はい

「主たる生計維持者」の令和元年中の「減少が見込まれる収入」以外の所得が、400万円以下である。

いいえ

はい

【A判定】

保険料が全額免除になります

病名のわかる書類をご準備ください。

【B判定】

減免を受けられる可能性があります

収入の減少がわかる書類をご準備ください。

【申請・お問合せ先】

土岐市役所市民課保険年金係
電話:0572-54-1111
(内線126・127・131・132)